

発表内容

- 1. サトウキビおよび砂糖の生産動向
- 2. 砂糖の需要動向
- 3. サトウキビおよび砂糖の政策変更
- 4. 政策変更に向けた砂糖業界の動向
- 5. まとめ

断りがない限り、本資料中の砂糖年度は10月~翌9月、砂糖の数量は粗糖換算。 為替レートは1バーツ=3.5円(2018年2月末日TTS相場)を使用。



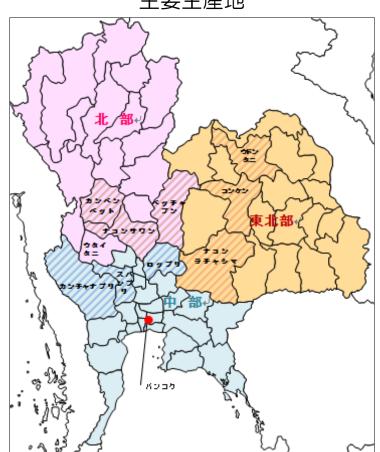
1. サトウキビおよび砂糖の生産動向



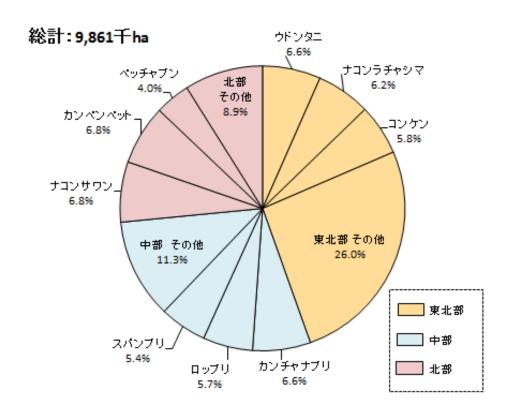
(1) サトウキビの生産概要① 主要生産地域

▶ サトウキビは、中部、北部および東北部の3地域で広く栽培 うち東北部が収穫面積で45%程度と最大

主要生産地



サトウキビの地域別・県別収穫面積 (2016/17年度推計値)



資料:農業協同組合省の資料を基に機構作成

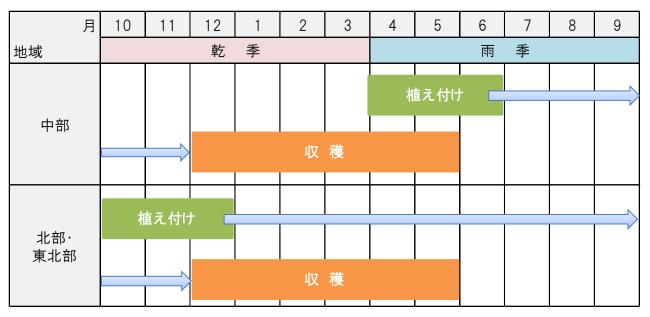
注:端数処理の関係により、内訳の合計は100%にならない。

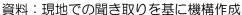


(1) サトウキビの生産概要② 植え付けと収穫

- 植え付け時期は地域によるが、収穫時期は12月~翌5月ごろでおおむね共通
- ▶ 生育期間は、中部では9~10カ月程度、北部や東北部では1年~1年3カ月程度
- 機械収穫率はおおむね1~2割程度、手刈り収穫が一般的
- ▶ サトウキビ・砂糖委員会事務局(OCSB)は、焼畑により収穫されたサトウキビの取引価格のうち1トン当たり30バーツ(105円)を差し引き、焼畑により収穫されないサトウキビに対して還付も、焼畑による収穫率が6~7割

栽培暦







(1) サトウキビの生産概要③ ミドルマンの存在

- 製糖企業は、サトウキビ取引において、多くの小規模生産者を束ね、作業 受託なども担うミドルマンを介して契約を締結することが一般的
- 近年、直接生産者と契約を締結する動きも見られるが、集荷数量を確保するため、ミドルマンと慎重に契約せざるを得ない製糖企業も多い

【ウタイタ二県 ルンロート氏】

- 480ヘクタールのサトウキビ圃場を管理 うち208ヘクタールは自ら、残りは傘下の 小規模生産者(50名以上)が栽培し、ミドル マンとして、年間3万トンをThai Roong Ruang Group (TRR) のバーンライ工場に搬入
- 耕起・整地から収穫まで、自己所有機械で 作業し、傘下の生産者への貸し出しも行う
- 製糖企業の支援も受けて、地下水をくみ上 げるポンプやパイプを導入し、かんがいを 実施することで、株出しを最大6回程度 (地域平均は1回程度)で、1ヘクタール当たり 60トン程度、新植は同125トン程度の収量を 実現



40年前からサトウキビ生産を開始したルンロート夫妻



(1) サトウキビの生産概要④ サトウキビ運搬規制

- 2017/18年度に入り、サトウキビ運搬車の過積載に対して、規制が強化 (積載時の高さを3.6メートル未満に制限)
 - → 搬入回数が増加し、運搬コストが50%以上上昇しているため、 運搬車の追加や圧搾期間の延長を検討している製糖工場も
 - ⇒ サトウキビ生産者協会は政府に対し、収穫期間における一部区間 (集荷サービスステーションから製糖工場まで)の規制緩和を要求





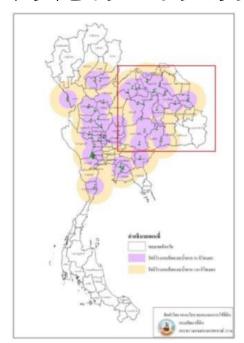
クムパワピーシュガー社の集荷サービスステーション(ウドンタ二県) (主に小規模生産者が収穫したサトウキビを2連の運搬車に積み替え、生産者のコスト低減と集荷の効率化を図っている)



(2) サトウキビの生産動向

- 収穫面積は、ゾーニングに加え、 コメの担保融資制度の廃止などにより、 増加傾向で推移
- 2017/18年度の生産量は、適度な 降雨に恵まれたことや病害虫被害が 減少したことなどにより、 1億472万トン(前年度比12.5% 増)とかなりの増加の見込み

サトウキビのゾーニングマップ



サトウキビの生産実績

年度		2012/13	2013/14	2014/15	2015/16	2016/17	2017/18
収穫面積	(千ha)	1,322	1,354	1,400	1,426	1,403	1,419
生産量	(百万トン)	100.10	103.70	106.33	94.14	93.09	104.72
単収	(トン/ha)	75.74	76.61	75.95	66.04	66.34	73.79

資料:タイ農業協同組合省農業局(DOA)農業情報センター

注:2017/18年度は推計値



(3) サトウキビの育種① サトウキビ育種センター

- ▶ 現在普及する品種のおよそ9割が、OCSBや農業協同組合省農業局 (DOA) が開発した品種(ウートン種やコンケン種など)
- OCSBによって設立されたサトウキビ育種センターは、民間企業を 含めた複数者での選別ネットワークを構築し、IT技術の活用により、 育種期間の短縮化(10~12年⇒4~5年)を目指す

開花施設

交配施設



空調、照明などの人工的な設備と自然光を活用して、 サトウキビの開花を促す





スマートフォンのアプリケーションで交配情報を管理・共有。 QRコードをスキャンすると、親品種を確認できる

(3) サトウキビの育種② 地域適性試験

- 複数の地域に跨って栽培されることから、各地域の土壌や気候などと 照らした栽培試験が重要
- ▶ 国内第2位の製糖企業グループ Thai Roong Ruang Group (TRR) は、 科学技術省のプロジェクトの一環で、複数の地域の研究機関から導入 した30品種を植え付け、収穫時の糖度や収量を測定し、地域に適合 する品種を調査



試験区を示す看板



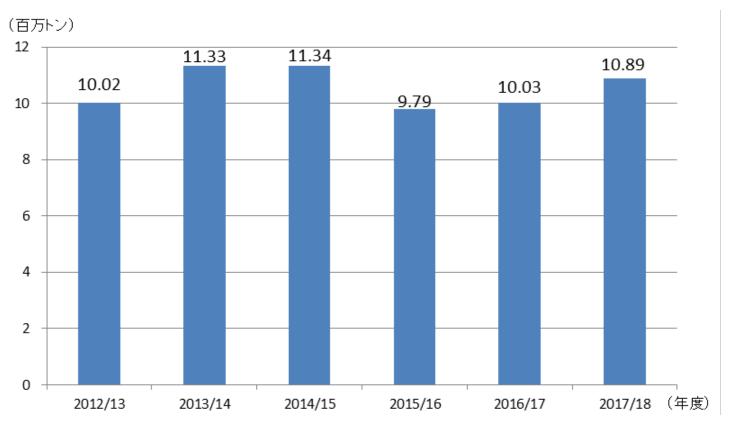
新品種(MPTO3-320)の試験区



(4)砂糖の生産動向(1)

▶ 砂糖生産量は、サトウキビと同様、2015/16年度に減少したが、 2016/17年度以降、製糖歩留まりの向上もあり、増加の見込み

砂糖の生産実績



資料:OCSBの資料を基に機構作成

注:2017/18年度は、DOAによる推計値。



(4)砂糖の生産動向②

- 2016/17年度は、前年度よりも1カ月弱遅い2017年5月4日に 圧搾が終了
- 東北部は、近年ゾーニングによりコメからの転作が進み、工場の 新設が相次いだこともあり、生産量が最大

地域別製糖実績(2016/17年度)

		平均稼働	サ ۱	・ウキビ圧搾量(ト	ン)	平均 CCS	砂糖生産量	サトウキビ 1トン当たり産糖量		
	開始日	終了日	工場数	日数	合計	焼畑収穫	グリーン収穫	(%)	(トン)	(Kg)
北部	12/8	4/16	10	118	24,379,936	16,419,138	7,960,798	12.04	2,616,491	107.32
中部	12/10	5/2	24	117	30,064,539	20,288,749	9,775,790	11.55	3,050,320	103.03
東北部	12/6	5/4	20	121	38,506,340	22,938,610	15,567,729	13.09	4,366,435	113.40
合計	_	_	54	119	92,950,815	59,646,498	33,304,317	12.23	10,033,246	107.94

資料: OCSBの資料を基に機構作成

注1:OCSBの原資料では中部・東部として区分されている地域を「中部」とした。 注2:圧搾開始日と終了日は、各地域内の工場でそれぞれ最も早い日と遅い日を記載。



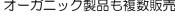
2. 砂糖の需要動向







オーガニック製品も複数販売



(1)消費動向(1)

- 近年の砂糖消費量は、年間260万トン程度で推移
- 業務用が堅調で、うち飲料(アルコール飲料を除く)向けが4割以上

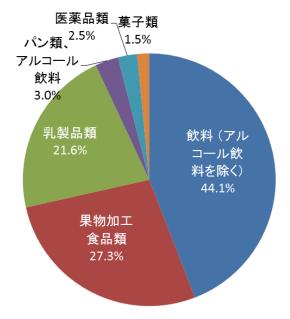
砂糖消費量の推移

(単位:百万トン)

年	2013	2014	2015	2016	2017	2018
消費量	2.46	2.47	2.48	2.60	2.60	2.60

資料: OCSBの資料を基に機構作成注: 2017年以降は推計値。

砂糖の業務用消費割合(2016年)



資料: OCSBの資料を基に機構作成



(1)消費動向② 糖類を含む飲料に対する課税

- ▶ 政府は2017年9月、糖類を含む飲料に対する課税を導入
- ・ 税率は、糖類含有量に応じて設定され、2年ごとに引き上げ予定

糖類を含む飲料に対する課税スケジュール

糖類含有量		税率(1リッ	トル当たり)	たり)			
(100ミリリットル当たり)	2017年9月~19年9月	2019年10月~21年9月	2021年10月~23年9月	2023年10月以降			
6グラム以上8グラム未満	0.1バーツ(0.35円)	0.1バーツ(0.35円)	0.3バーツ(1円)	1バーツ(4円)			
8グラム以上10グラム未満	0.3バーツ(1円)	0.3バーツ(1円)	1バーツ(4円)	3バーツ(11円)			
10グラム以上14グラム未満	0.5バーツ(2円)	1バーツ(4円)	3バーツ(11円)				
14グラム以上18グラム未満	1.5 01(400)	3バーツ(11円)	E.S. W(10FI)	5バーツ(18円)			
18グラム以上	1バーツ(4円)	5バーツ(18円)	5バーツ(18円)				

資料: Agra CEAS Consultingの資料を基に機構作成



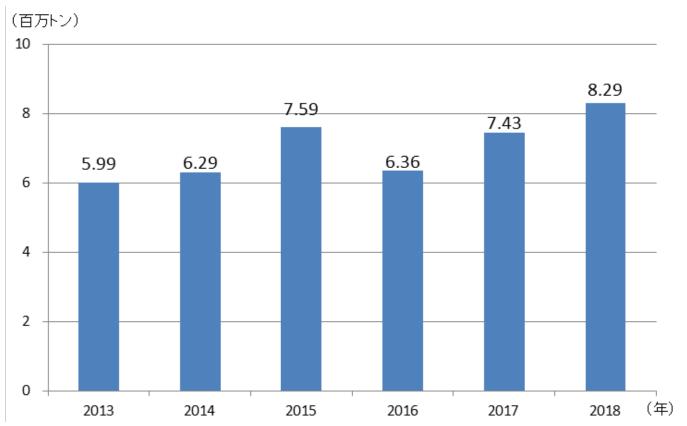
は

スーパーで販売される糖類を含む飲料

(2)輸出動向①

- ▶ 近年の砂糖輸出量は、600万~700万トン台で推移
- 国際砂糖価格や輸出先国の景気動向などに左右されるものの、 2017年および2018年は、ともに10%以上増加の見込み

砂糖輸出量の推移



資料:関税局の資料を基に機構作成注:2017年以降は推計値。



(2)輸出動向②精製糖

- 精製糖の輸出量は増加傾向で推移し、2017年は305万トン
- 2017年における最大の輸出先は、台湾 精製糖の総輸出量に占める台湾向けの割合は、2014年の3.5%から 24.2%に拡大

精製糖の国別輸出量の推移

(単位:トン)

年	2014		2017	
+	2014	割合	2017	割合
台湾	95,530	3.5%	738,209	24.2%
カンボジア	487,345	17.8%	637,907	20.9%
ミャンマー	132,885	4.9%	510,909	16.8%
中国	211,685	7.8%	276,290	9.1%
ラオス	29,280	1.1%	148,822	4.9%
ベトナム	49,984	1.8%	97,560	3.2%
シンガポール	134,928	4.9%	95,550	3.1%
韓国	58,308	2.1%	85,257	2.8%
その他	1,530,966	56.1%	457,321	15.0%
計	2,730,911	100.0%	3,047,825	100.0%

資料:「Global Trade Atlas」 注:HSコード1701.99の数値。



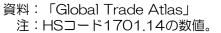
(2)輸出動向③粗糖

- 粗糖の輸出量は2016年以降減少し、2017年は270万トン
- 最大の粗糖輸出先国であるインドネシア向けの輸出量は増加傾向 粗糖輸出量全体に占める割合は、2014年の37.8%から2017年は 69.3%に拡大

粗糖の国別輸出量の推移

(単位:トン)

左	0014		0017	
年	2014	割合	2017	割合
インドネシア	1,333,001	37.8%	1,867,357	69.3%
日本	769,248	21.8%	299,200	11.1%
ケニア	40,279	1.1%	104,125	3.9%
中国	330,709	9.4%	96,441	3.6%
マレーシア	287,014	8.1%	81,027	3.0%
ベトナム	80,400	2.3%	60,735	2.3%
韓国	402,010	11.4%	60,707	2.3%
台湾	133,350	3.8%	27,572	1.0%
その他	147,030	4.2%	95,686	3.6%
計	3,523,041	100.0%	2,692,850	100.0%

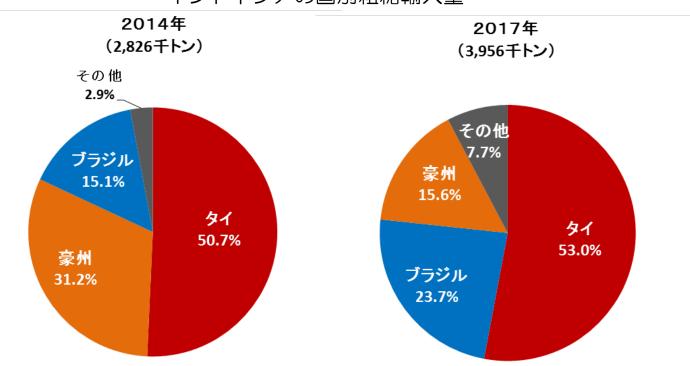




(2) 輸出動向④ 粗糖輸出先国:インドネシア

- 東南アジア諸国連合(ASEAN)自由貿易協定(AFTA)における関税削減により、ASEAN産粗糖の関税率が2015年に5%へ削減
- インドネシア政府は2017年9月、豪州産粗糖の輸入関税引き下げに合意し、 関税率がタイ産と同水準となる見込み
 - ⇒ インドネシアにおけるタイ産と豪州産との競合関係に注目

インドネシアの国別粗糖輸入量



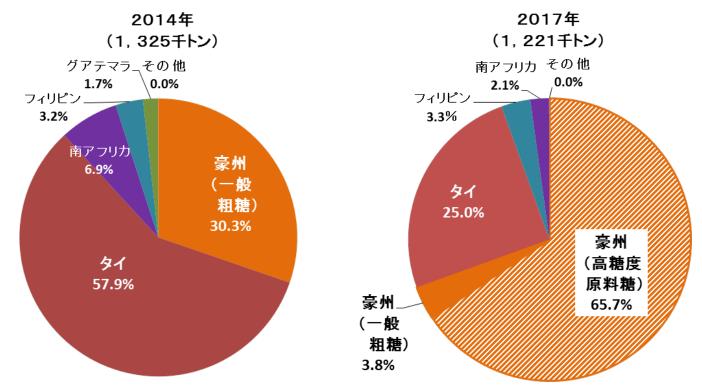
資料: 「Global Trade Atlas」 注1: HSコード1701.14の数値。 注2:2017年は、11月までの実績値。



(2) 輸出動向⑤ 粗糖輸出先国:日本

- ▶ 日本は、豪州とタイが二大粗糖輸入先国で、両国で輸入量のほぼ全量
- 豪州産は、2015年1月の日豪EPA発効を契機に高糖度原料糖が増加し、 2016年にはタイ産のシェアが大きく縮小
 - ⇒ タイ産粗糖のインドネシア向け輸出拡大の一因に

日本の国別粗糖輸入量



資料:財務省「貿易統計」

注: HSコード1701.14-110および同1701.14-200の合計。



3. サトウキビおよび砂糖の政策変更



政策変更の経緯

▶ タイ政府は2016年10月、基本法であるサトウキビ・砂糖法の改正を含む「2016~2021年のサトウキビおよび砂糖産業構造全体の再編計画」を閣議決定

背景

- ① 2015年12月のASEAN経済共同体(AEC)の発足に伴い、 非関税障壁の撤廃を求められていた
- ② 2016年4月、一部の政策がWTO協定に違反しているとして、 ブラジル政府から提訴された
- 変更後の政策の完全施行は、2017/18年度の2017年12月が予定 されていたが、次年度まで持ち越される可能性もある



政策変更の主な内容

▶ 2018年2月末時点で明らかになっている政策変更の主な内容は、以下の通り

項目	内容				
サトウキビの用途拡大	• サトウキビ圧搾汁からの直接的なバイオケミカル製品の生産 を承認				
工場新増設の要件緩和	• バイオケミカル製品を生産する場合などについて、工場新増 設の要件を一部緩和				
と製糖基準値の設定	• 製糖工場の砂糖生産量に対する基準値を設定				
収益分配方式における 運用の一部見直し	砂糖産業の収益を生産者と製糖業者に分配する方式は維持 収益計算方法を一部見直し				
サトウキビの最低取引 価格の算定基準の変更	砂糖産業の収益とサトウキビの生産量を推定し、サトウキビの取引価格(期首/期末)を算出・公表する方法は継続算定基準に、バイオケミカル生産を反映する見直しを検討				
	• 国内砂糖価格の上限を廃止し、指標価格を発表				
砂糖販売の自由化	一部の輸出向けを除き販売割当を縮小企業ごと月ごとの備蓄を新たに義務付け				
サトウキビ・砂糖基金 の運用見直し	砂糖産業や国内砂糖価格の安定を目的に、基金造成は継続 手数料などの徴収を見直し、生産者への追加補塡を廃止				

資料:現地での聞き取りなどを基に機構作成

注:2018年2月末日時点



(1) サトウキビの用途拡大

- 政府は、サトウキビ産業の付加価値を高めるため、 サトウキビ圧搾汁からの直接的なバイオケミカル製品(バイオエタ ノールやバイオプラスチックなど、サトウキビ圧搾汁由来の化学製品)の 生産を正式に承認予定(注)
- 2017年末の施行が予定されていた新たな代替エネルギー開発計画 (AEDP2015)は、未施行のまま
 - ※ 直近2年間のエタノール生産量が、サトウキビの減産により需要量を 賄えなかったため。政権交代があれば、見直しの可能性も
- (注) サトウキビ由来のエタノール原料としては、従来①糖みつ②粗糖(2014/15年度から) ③カドミウム汚染土壌地域で栽培されるサトウキビ圧搾汁④実験的に直接エタノールを生産 するための一般土壌のサトウキビ圧搾汁(OCSBに事前承認された企業のみ)一が認められてきた。



(2) 工場新増設の要件緩和と製糖基準値の設定

▶ 製糖工場の新増設に係る主な要件について、一部緩和予定

変更前

- ① 既存工場と50キロメートル以上の距離を確保
- ② 圧搾能力の2分の1以上のサトウキビ生産を奨励(圃場整備や苗の配布など)
- ③ OCSBにより、①および②の要件について認定を受けてから5年以内に、 環境アセスメントに関する報告書を作成し、天然資源環境省の承認を得る

変更後

上記①について、以下のいずれかに当てはまる場合、対象外とすることを検討

- ア. 既存工場が新設を容認
- イ.新工場がバイオケミカル製品のみ製造
- ウ、既存工場がバイオケミカル製品の製造ラインを増設
- ▶ 一方、砂糖産業の効率向上のため、製糖工場に対し、サトウキビ1トン当たりの砂糖生産量の基準値を設定し、これを下回った工場に対して罰則を科す予定

(3) 収益分配方式における運用の一部見直し

- 砂糖や副産物から砂糖産業全体が得た収益を 生産者と製糖業者に7:3の割合で分配する収益分配方式は、 今後も砂糖産業の維持のため、分配率の変更なく継続予定
- 収益分配の算定時に使用する砂糖価格については、 国内砂糖価格の自由化が反映される予定



(4) サトウキビの最低取引価格の算定基準の変更

- ▶ 引き続き、サトウキビ砂糖委員会(TCSB)が、
 - 当該年度の砂糖産業の収益とサトウキビの生産量を推定 圧搾前にサトウキビ最低取引価格の期首価格を公表
 - 年度終了時の実績に基づき、翌10月ごろに期末価格を決定
- 製糖企業は、期首価格に基づき、サトウキビ生産者に代金を支払った後、 期末価格に基づき、精算処理
- サトウキビ圧搾汁からの直接的なバイオケミカル製品の生産が正式に承認される場合、現行ではCCS(可製糖率)を基準としているが、ブラジルのようなバイオケミカル製品の生産に利用される分も含む糖分を算入する方法への変更も検討

サトウキビの最低取引価格の推移

(単位:バーツ/トン)

年度	2012/13	2013/14	2014/15	2015/16	2016/17	2017/18
期首価格	950	900	900	808	1,050	880
期末価格	999	958	854	881	1	_

資料: OCSB

注1:基準糖度10CCSの価格。

注2:2016/17年度の期末価格以降の価格は、未公表(2017/18年度の期首価格は、現地での聞き取り)。



(5) 砂糖販売の自由化① 国内砂糖価格の上限の廃止

- ▶ 従来、TCSBが収益分配方式に基づき発表してきた国内砂糖価格 (卸売価格・小売価格)の上限は、2018年1月15日をもって廃止 ⇒ 実質的な自由化へ移行
- ただし、砂糖は価格統制品目として位置付けられているため、 商務省が、国際価格を基に指標価格を算出し、発表
 - 指標価格は上限価格ではなく、製糖企業は自由に売買できる
 - なお、商務省は、製糖企業と実需者に対する調査を行い、 販売価格と指標価格に乖離があった場合、その理由を確認する ことで、国内砂糖価格の動向を監視する予定
 - 関係者によると、指標価格は、国際価格(前月分のロンドン白糖価格) にタイプレミアム(輸送費など)を上乗せして当月分の価格とする ことが検討されている



(5) 砂糖販売の自由化② 販売割当の縮小と備蓄の新設

2018年1月15日、国内砂糖価格の上限設定の廃止とともに、 販売割当は、輸出向けの一部を除いて廃止

変更前

製糖企業に対し、国内供給向け(A割当)と輸出向け(B割当および C割当)の販売割当を設定し、砂糖の販売量を管理

変更後

- 輸出向けの割当のうち、粗糖の一部(年間40万トン)をタイサトウキビ・ 砂糖公社(TCSC)に販売する仕組みについては、継続
- 食料安全保障の観点で、月間25万トンの備蓄を新たに義務付け 製糖企業ごとの備蓄量は、生産量に応じて毎年度設定
- 国内供給量の不足が見込まれる場合、OCSBが製糖企業に対し、 備蓄の放出を指示



(6) サトウキビ・砂糖基金の運用見直し

サトウキビ・砂糖基金

- ▶ 砂糖産業や国内砂糖価格の安定を目的に造成されている基金
- 基金は継続されるが、2007年以降支払われてきた追加補塡は、ブラジルからの提訴でWTO違反の輸出補助金に当たるとされたことから廃止
- サトウキビ取引価格の期末価格が期首価格を下回った場合であっても、生産者に差額の返還義務はなかったが、次年度の価格から相殺するよう改正予定

変更前

主な原資:

- ① 生産者と製糖企業が納付する手数料「サトウキビ・砂糖の分析と生産促進に係る手数料」
- ② 製糖企業が納付する収益差額

主な支出:

- ア. かんがい施設やハーベスタなどの 整備を行うサトウキビ生産者への 低利融資
- イ. 追加補塡(サトウキビ1トン当たり160バーツ〈560円〉)

変更後

主な原資:

- ① 生産者と製糖企業が納付する手数料 「サトウキビ・砂糖産業の運営管理手数料」
- 2 廃止

:出支な主

- ア. かんがい施設やハーベスタなどの 整備を行うサトウキビ生産者への 低利融資
- イ. 廃止



4. 政策変更に向けた砂糖業界の動向



工場への搬入を待つサトウキビ運搬車(TRR)



原料受け入れ(クムパワピーシュガー社)



業界の動向(1)サトウキビの用途拡大

サトウキビ・砂糖委員会 (OCSB)

◆ 企業のサトウキビ活用の自由度 が高まるほか、新規参入も予想 される

サトウキビ生産者協会

→ 砂糖価格が低水準にあるとき、 市場への砂糖供給量を抑制でき れば、利益の増大につながる

タイ製糖協会および製糖企業

- → 企業経営の自由度が高まるため、歓迎
- 政策変更が市場に与える影響は不明瞭であるが、 製糖企業がバイオケミカル製品も製造する場合は、その収益も収益 分配方式にのっとってサトウキビ取引価格の計算に算入されること となるため、メリットを感じられず、バイオケミカル製品工場の新 増設に慎重になる企業も



業界の動向(2) 製糖基準値の設定

サトウキビ生産者協会

- ➡ 強豪国に対抗するため、サトウキビおよび砂糖の生産性向上は必須
 - → 優良品種の普及、圧搾日数の長期化などによる産糖量の増加が重要
 - ⇒ 製糖企業側にも協力を求めたい

タイ製糖協会および製糖企業

- 企業によっては追加投資の負担を伴う
- ◆ 生産性の向上はコスト低減につながり、企業経営の安定化によって 製糖企業と生産者の双方がメリットを享受できるため、総じて、 砂糖産業を前進させると期待



業界の動向(3)砂糖販売の自由化

サトウキビ・砂糖委員会 (OCSB)

→砂糖価格は、自由化によって企業間の競合が高まることから、 下落傾向で推移する見込み

タイ製糖協会および製糖企業

- 国内市場が不安定となり、砂糖価格が下落する可能性がある
- 砂糖価格が下落すると、小規模で工場が消費地から遠い企業は、 採算割れとなったり、工場の集約化や他企業による買収を避けられない 可能性がある
- →市場の競争性が強まり、Better Sugarcane Initiative (BSI) による認証 (BONSCRO) の取得など適切なマーケティング戦略を導入する ことで、高品質製品の販売を拡大する動きが生まれる
- 中国などの新たな海外資本が参入し、市場が活性化する可能性がある



業界の動向(4)砂糖需給見通し(1)

サトウキビ・砂糖委員会 (OCSB)

- ━ 糖類を含む飲料への課税によって、砂糖需要が減少する可能性があるが、
- → サトウキビ生産は減少しない見込み
 - ※ 砂糖生産量は、既存顧客との契約継続で、大きくは減少しない見込み
 - ※ バイオケミカル製品は、生産が拡大すると予想

サトウキビ生産者協会

- ◆ サトウキビは、植え付けしてから2~3年程度株出しができるため、 天候の影響はあるものの、同期間の生産量は、直接政策変更の影響は 受けないとみられる
- ━ 砂糖販売が自由化されるため、その後はいったん減少すると予想
- 他作物がサトウキビに比べ、収益性に優れた場合、リスク分散のため、 生産者が転作を進める可能性もある



業界の動向(4)砂糖需給見通し②

タイ製糖協会および製糖企業

- ◆ 今後10年でサトウキビ生産量を1億8000万トン前後まで増加させるためには、生産性や収益性の向上が重要
- ◆ サトウキビ生産量は、他作物の取引価格にも左右されるが、 現在のサトウキビ取引価格は、生産者にとって悪くはない

タイサトウキビ・砂糖公社(TCSC)

- ◆ 政策の変更が砂糖輸出に与える影響は特段無く、輸出は今まで通り行われるとみられる
- ただし、国際砂糖価格の影響を受け、サトウキビ取引価格が下落して 生産コストを下回れば、サトウキビ生産量が減少し、砂糖の生産量 および輸出量が減少する可能性もある



まとめ

- ▶ タイは世界第2位の砂糖輸出国であるが、ブラジルによるWTO提訴 などが契機となり、砂糖販売の自由化などの政策変更が進展
- 糖類を含む飲料への課税が導入される一方、自国のほかEU、インドおよび中国など主要国の増産が見込まれ、国内外の砂糖需給動向を見通しにくい中、特にインドネシアをはじめ、同じアジア圏を主要輸出先とする豪州との競合も予想
- 自由化が進み、砂糖価格が下落した場合、生産効率の低い小規模工場の淘汰が起こり得るなど政策変更の影響を危惧する反応が寄せられる一方、高品質製品の販売が拡大するなどにより、市場が活性化するとの楽観的な見方も
- タイのサトウキビおよび砂糖産業構造全体が計画通り再編成され、 名実ともに主要砂糖輸出国の地位を維持できるかどうかは、わが国 の砂糖需給にも影響を与えることから、引き続き注目



ご清聴ありがとうございました。



謝辞

今回の現地調査では、クムパワピーシュガー社 およびカセットポンシュガー社の雑賀様をはじめ 両社のご担当者様、月島機械株式会社の早川様、 OCSBのシワ様ほか、多くの方々に快く調査に ご協力いただき、深く感謝の意を表します。



【参考】砂糖類・でん粉情報 2018年3月号「政策変更が進むタイの砂糖産業の動向」

本情報は、情報提供を目的とするものであり、取引・投資判断の基礎とすることを目的としていません。 本資料の正確性の確認等は、各個人の責任と判断でお願いします。提供した情報の利用に関連して、万一 不利益が被る事態が生じたとしても、alicは一切の責任を負いません。

